予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰の実施について（通達）

平成３年 11 月 15 日
陸幕人計第 356 号

改正　平成７ 年２月23 日陸幕人計第58 号　平成10 年５月20 日陸幕人計第161 号
平成11 年３月24 日陸幕人計第83 号　平成18 年３月24 日陸幕人計第126 号
平成18 年７月28 日陸幕人計第355 号　平成19 年１月９ 日陸幕法第１号
平成19 年３月28 日陸幕法第61 号　平成20 年３月25 日陸幕人計第157 号
平成20 年７月10 日陸幕人計第378 号　平成21 年２月３ 日陸幕法第10 号
平成22 年３月23 日陸幕人計第185 号　平成29 年３月24 日陸幕人計第161 号
平成30 年３月14 日陸幕法第104 号　平成31 年４月19 日陸幕法第133 号
令和元 年６月27 日陸幕法第68 号　令和３ 年３月12 日陸幕法第101 号
令和４ 年３月31 日陸幕総第377 号

陸上総隊司令
各方面総監　　殿

陸上幕僚長

（例規 24）

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰の実施について（通達）
（人計定第 212 号・人計定第 213 号）

標記について、防人２第 6163 号（３.10.29）「予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について（通達）」（以下「次官通達」という。）のとおり通達されたので、その実施の細部要領及び陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰については下記により平成３年12月１日から実施されたい。

なお、陸幕人計第 350 号（59.10.１）「予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（通達）」は、平成３年 11 月 30 日限り廃止する。

記

１　防衛大臣の行う永年勤続者表彰

（１）　表彰状等の伝達

次官通達第５項に定める陸上幕僚長の指定する伝達者は、方面総監若しくは警務隊長（以下「方面総監等」という。）又はその指定する者とする。

（２）　表彰状等の伝達の報告

方面総監等は、次の区分により、次官通達別記様式第２に準じ陸上幕僚長に報告するものとする。（人計定第 212 号）

区分	報告期限
４月１日以降９月 30 日までの間に属する被表彰者の分	10 月 15 日まで
10 月１日以降翌年３月 31 日までの間に属する被表彰者の分	４月 15 日まで

（３）　名簿の保管

表彰状の伝達者は、次官通達別記様式第３に定める名簿を作成し、保管（３０年保存）するものとする。

（４）　方面総監等は、前年度２月末日までに、別紙第１により受賞資格者を上申するものとする。

なお、前年度 12 月 15 日までに、次官通達別記様式第４により表彰予定者数を陸上幕僚長に報告するものとする。（人計定第 213 号）

（５） 表彰状等

表彰状等の規格は、次のとおりとし、その都度送付する。

品名	規格
表彰状	Ａ３版、上質紙、金色縁飾り
紙筒	直径 47 ミリ、長さ 360 ミリ
金杯	直径 105 ミリ、表面 24Ｋメッキ
桐箱及び付属品一式	

２　陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰

（１） 陸上自衛隊において行う永年勤続者表彰実施基準は、次のとおりとする。

表彰権者	表彰基準
陸上幕僚長	ア　予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）として勤務した期間が 20 年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
	イ　表彰を受ける年度及びその直近の２箇年間を連続して訓練招集に出頭していること。
方面総監又は警務隊長	予備自衛官等として勤務した期間が 10 年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
師団長、旅団長、その他の直轄部隊の長、方面警務隊長又は地方協力本部長	予備自衛官等として勤務した期間が５年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
注：１　同一表彰権者による表彰（師団長、旅団長、その他の直轄部隊の長、方面警務隊長又は地方協力本部長による表彰を含む。）は、同一の予備自衛官等について、１回限りとする。	
２　勤務した期間の計算は、防衛大臣の行う表彰に係る勤務した期間の計算の要領により行う。	
３　地方協力本部長の表彰には、海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官に対する表彰を含む。この際、表彰状等の伝達を海上自衛隊の予備自衛官にあっては関係地方総監に、航空自衛隊の予備自衛官にあっては関係航空方面隊司令官等に依頼することができる。	

（２） 陸上幕僚長の行う表彰

ア　表彰の方法

（ア） 表彰は、別紙第２から別紙第４による表彰状を授与して行う。

（イ） 前号の表彰状には、原則として副賞（記念品）を添える。

（ウ） 表彰状等の伝達は、方面総監等又はその指定する者が行う。

イ　受賞資格者の上申

方面総監は、前年度２月末日までに、別紙第１により受賞資格者を上申するものとする。

（３） 表彰の時期

訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。

３ 勤務記録表等への記載

受賞記録は、勤務記録及び同抄本の賞罰欄に、次の例により記載する。

〔記載例〕

賞　　罰		
自衛官として勤務間の賞罰		
〃		
―― 朱　　線 ――		
55.5.1	永年勤続者表彰	自衛隊東京地方協力本部長
60.8.10	永年勤続者表彰	東部方面総監
7.10.2	永年勤続者表彰	陸上幕僚長

別紙第1

発　簡　番　号
発　簡　年　月　日

陸上幕僚長　殿

発簡者名

防衛大臣
陸上幕僚長　予備自衛官等永年勤続者表彰受賞資格者上申名簿

番号	本籍地又は所属部隊	指定階級	職種	氏名	年齢	職業	予備自衛官等採用・退職年月日	除算期間	最近の訓練出頭日数		備考
									年度	年度	

寸法：日本産業規格Ａ４

記入要領

1　氏名欄は、予備自衛官等の勤務記録（抄本）と同じものとし、かつ、楷書で正確に記入する。

2　職業欄は、公務員、会社員、農業等の例により記入する。

3　予備自衛官等採用・退職年月日欄は、予備自衛官等に採用された年月日を記入する。予備自衛官等を退職後再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの採用・退職年月日を記入する。

4　除算期間欄は、勤務した期間から除算する月数を記入する。

5　最近の訓練出頭日数欄は、表彰を受ける年度の前年度及び前々年度の訓練招集参加日数、訓練招集日数を記入する。訓練招集命令を取り消し又は変更した場合には、当該日数を訓練招集日数に含めないものとする。

6　備考欄は、防衛大臣表彰のうち、死亡退職者について「死亡」と記入する。

別紙第2

表彰状

氏名

右は二十年以上にわたり予備自衛官としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

令和　年　月　日

陸上幕僚長

陸将　氏名　印

別紙第３

表　彰　状

氏　名

右は二十年以上にわたり予備自衛官及び即応予備自衛官としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

令和　年　月　日

陸上幕僚長

陸将　氏　名　印

別紙第４

表　彰　状

氏　名

右は二十年以上にわたり即応予備自衛官としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である
よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する

令和　年　月　日

陸上幕僚長

陸将　氏　名　印

防人２第6163号
３.10.29

陸上幕僚長
海上幕僚長殿
航空幕僚長

事務次官

改正　平成10年3月25日防人２第1751号　平成19年1月9日防人計第354号
令和元 年5月31日防官文（事）第29号

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。
なお、「予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（防人２第６８１６号。５９．９．１９）」は、平成３年１１月３０日をもって廃止する。

予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（防人２第６１６３号。３．１０．２９）の一部が次のように改正され、令和元年５月３１日から実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

別紙

予備自衛官永年勤続者表彰実施基準

1　趣旨

予備自衛官（自衛隊法第70条第３項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）及び即応予備自衛官（同法第75条の４第３項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰は、この基準により実施するものとする。

2　被表彰者

（１）　表彰は、次に掲げる条件に該当する予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）に対して行う。

ア　予備自衛官等として勤務した期間が30年以上であること。

イ　招集時の勤務成績が良好であること。

ウ　表彰を受ける年度及びその直近の２箇年間を連続して訓練招集に出頭していること。

（２）　（１）アの期間は、予備自衛官等の採用された日の属する月から表彰されることとなる日の属する月までの月数によって計算する。ただし、正当の事由によらないで訓練招集に応じなかった場合においては、当該訓練招集に応じなかった日の属する月から再び訓練招集に応じた日の属する月の前月までの月数を（１）アの期間から除算して計算する。

（３）　予備自衛官等が退職した日の属する月に再び予備自衛官等として採用された場合には、引き続いて勤務したものとして取り扱うものとする。

（４）　予備自衛官等を退職した後、退職した日の属する翌月以降再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの期間に係る月数を合算する。

（５）　表彰は、同一の予備自衛官等について１回限りとする。

（６）　死亡により退職（以下「退職」という。）をした者については、（１）ア中「30年」とあるのは「25年」と読み替えて、この基準を適用する。

3　表彰の時期

（１）　第２項（１）の条件に該当する者の表彰は、訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。ただし、これにより難い場合は、それ以後の日に行うことができる。

（２）　第２項（６）の条件に該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

4　表彰の方法

（１）　表彰は、予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第１―１による表彰状を、予備自衛官及び即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第１―２による表彰状を、即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第１―３による表彰状を授与して行う。

（２）　前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

5　表彰状等の授与

表彰状及び副賞（以下「表彰状等」という。）は、防衛大臣が授与するもののほか、次の表の左欄に掲げる者（以下「伝達者」という。）が、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して伝達する。

伝達者	被表彰者
陸上幕僚長又はその指定する者	陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官等
海上幕僚長又はその指定する者	海上自衛官の階級を指定されている予備自衛官
航空幕僚長又はその指定する者	航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官

6　表彰状等の伝達の報告

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、表彰状等の伝達を実施した場合（指定を受けた者が実施した場合を含む。）は、その伝達の時期が４月１日以降９月 30 日までの間に属するものについては 10 月末日までに、10 月１日以降翌年３月 31 日までの間に属するものについては４月末日までに、それぞれ別記様式第２により防衛大臣に報告しなければならない。

7　名簿の保管

伝達者は、表彰を受けた者の名簿を別記様式第３により保管しなければならない。

8　表彰予定数の通知

幕僚長は、翌年度において表彰を受けることとなる者の予定数を、別記様式第４により毎年 12 月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

9　その他

（1）　幕僚長は、この基準により表彰することが適当でないと認められる場合には、その都度人事教育局長と協議するものとする。

（2）　この基準の運用について必要な細部事項は、人事教育局長が定める。

（3）　この基準は、平成 10 年３月 26 日から施行する。

別記様式第１－１

表　彰　状

氏　名

あなたは永年にわたり予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました
よってここにこれを表彰します

令和　年　月　日

防衛大臣　氏　名　印

別記様式第１－２

表　彰　状

氏　名

あなたは永年にわたり予備自衛官及び即応予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました
よってここにこれを表彰します

令和　年　月　日

防衛大臣　氏　名　印

別記様式第１－３

表彰状

氏名

あなたは永年にわたり即応予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました

よってここにこれを表彰します

令和　年　月　日

防衛大臣　氏名　印

別記様式第２

令和　年　月～令和　年　月

予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者人員表

区分 / 地方協力本部又は部隊名	勤務年数30年以上				死亡退職				合計			
	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計

注：１　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

２　受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の３の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

別記様式第3

令和　　年度予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者名簿

番号	地方協力本部又は部隊名	指定部隊	氏名	年齢	職業	区分	採用年月日	表彰年月日	勤務年数

注：1　用紙は、日本産業規格Ａ４とし、１葉に20名を記載する。

2　受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の３の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

3　地方協力本部又は部隊名、指定階級、年齢、職業及び勤務年数は、表彰年月日現在のものを記載する。

4　区分欄には、在職又は死亡の別を記載する。

別記様式第4

令和　　年度予備自衛官等永年勤続者表彰受賞資格者予定数

区分 / 地方協力本部又は部隊名	勤務年数30年以上				退職（勤務年数25年以上）				合計			
	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計
計												

注：1　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

2　受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方協力本部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の３の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。